

函館市立八幡小学校 いじめ防止基本方針（概要版）



1 いじめ防止基本方針策定にあたっての学校の考え

(1) 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校はすべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として教育活動を進めます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続して**未然防止**、**早期発見**、**早期対応**に取り組むこと。
- ② いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践すること。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫きいじめ問題を解決すること。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言います。

具体的ないじめの様態は以下のようなものがあります。

- 冷やかしのからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- わざと遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 いじめの未然防止と「いじめ見逃しゼロ」のために

◎いじめの防止

・人とのつながり、地域とのつながりを重視し、子どもたちが安心して通える、保護者が安心して通わせられる学校をつくります。

- ① 学級づくり（一人一人の児童が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくり）
- ② 道徳の時間（命を大切にすること、人権教育を重視した指導を行います。）
- ③ 児童の主体的活動（ノーマリー教室・児童会の各集会活動等）
- ④ 日常の観察

（日常から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。）

⑤ いじめ調査等年間に2回（6月と10月）実施します。

⑥ 教育相談・保護者との情報共有

⑦ 教職員による日常的な観察、校内の巡視、職員間での情報共有



3 校内体制について

① いじめ対策委員会の設置

② いじめ被害者の保護者との連携

- ・速やかに家庭訪問を行い、学校で確認した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等の情報提供を受けます。

③ いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭訪問等し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実確認し、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・指導経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。

④ その他（関係機関との連携）

- ・教育委員会、児童相談所や市役所こども未来部、警察など関係機関と連携します。

● 学校の基本姿勢としては

児童は、一切いじめを行ってはならない。

教職員は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていきます。

※ 心配なことがありましたら学校へご連絡ください。（窓口は 教頭・担任ほか：41-5245）